

## ～ 個人所得課税の改正の時期 ～

### 給与所得者及び年金受給者の方

所得 税	改正の時期	住 民 税
老年者控除の廃止 定率減税の縮減(20% 10%)	H17.1 ~ H18.1 ~ H18.6 ~	老年者控除の廃止 老年者非課税の段階的廃止(均等割、所得割額の 3分の2減額)
税源移譲(所得税の税率が4段階 から6段階に変更) 定率減税の廃止(10% 廃止)	H19.1 ~	
*1事業所得者18年分確定申告開始 (定率減税10%・税率4段階)	H19.2 ~ H19.6 ~	税源移譲(所得割額の税率が3段階から一律10% に統一) 定率減税の廃止(7.5% 廃止) 老年者非課税の段階的廃止(均等割、所得割額の 3分の1減額)
*2事業所得者19年分確定申告開始 (定率減税なし・税率6段階)	H20.2 ~	
	H20.6 ~	老年者非課税の完全廃止

\*1 事業所得者(営業、農業、不動産所得)の方は、平成19年2月からの確定申告では、平成18年分の申告をするので、定率減税が10%となり、所得税の税率も4段階です。

\*2 事業所得者(営業、農業、不動産所得)の方は、平成20年2月からの確定申告では、平成19年分の申告をするので、定率減税は受けられず、所得税の税率も6段階になります。